

岡生安第615号
平成26年3月17日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成25年9, 10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

定期監査の指摘事項の改善処置状況（平成25年9、10月実施分）

生活安全課

指摘事項

平成25年7月31日現在、墓地管理手数料において、滞納繰越分の収入未済額が111万円余（収納率6.7%）認められました。

今後とも、この解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

墓地管理料の滞納繰越分については、文書、電話及び訪問による催告等を行い、その解消に努めました。

戸籍等を参考にしても連絡のつかない滞納者については、墓所に呼び出し看板を設置し、墓参された親族から居所等連絡先を問い合わせること等により、催告等を行いました。

今後とも催告等に加え、墓地使用者の連絡先調査や墓地使用者死亡の場合の承継指導を進めること等により、滞納繰越分の解消に努めます。

また、現年分についても同様の努力を行います。

墓地管理手数料（滞納繰越分）

	年月日	調定額	収入済額	収入未済額	徴収率
笠井山霊園	H25.7.31	423,000円	19,000円	404,000円	4.5%
	H26.3.17	423,000円	76,500円	346,500円	18.1%
上道墓園	H25.7.31	776,400円	61,000円	715,400円	7.9%
	H26.3.17	776,400円	111,000円	665,400円	14.3%
計	H25.7.31	1,199,400円	80,000円	1,119,400円	6.7%
	H26.3.17	1,199,400円	187,500円	1,011,900円	15.6%

岡 福 第 1 2 4 0 号
平成 2 6 年 3 月 2 0 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成 2 5 年 9 , 1 0 月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成25年9，10月実施分）

福 祉 援 護 課

指摘事項

平成25年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、北ふれあいセンター使用料において134万円余（収納率0%）、西ふれあいセンター使用料において26万円余（収納率0%）、災害援護資金貸付金元利収入において662万円余（収納率0.3%）、私用光熱水費において82万円余（収納率0%）認められました。

災害援護資金貸付金元利収入については、臨戸による納付指導も実施し、未収金の解消に取り組まれていることは認められましたが、今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

また、現年度分についても、新たな収入未済を生じないように要望します。

改善措置状況

○ ふれあいセンター関係の滞納繰越について

北ふれあいセンター使用料及び私用光熱水費の滞納処理については、平成21年4月8日付け岡福第66号で通知した、償還期間変更通知の内容に従い、18千円の納入通知書を郵送し、徴収努力をしてまいります。（平成26年2月末現在収納率0%）

西ふれあいセンター使用料の滞納処理については、償還期間の変更を行う等の方法も含めて滞納者との協議を行い、今後とも徴収へ向けて努力をしてまいります。（平成26年2月末現在収納率0%）

○ 災害援護資金貸付金元利収入の滞納繰越について

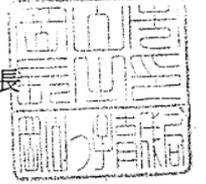
災害援護資金貸付金元利収入の滞納処理については、文書、臨戸及び電話による督促を行い、徴収努力をしており、平成26年2月末までに289,170円の入金がありました。（平成26年2月末現在収納率4.4%）

引き続き督促を続け、滞納繰越の解消に向けて努力してまいります。

岡こ推第98号
平成25年12月2日

岡山市監査委員 様

岡山市長



定期監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項に基づき、下記の定期監査（平成25年9,10月実施）の結果に対し、措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

- 定期監査（平成25年9,10月実施） 2項目



定期監査（平成 25 年 9, 10 月実施）結果に対する措置通知

担当課：こども園推進課

支出事務について

■ 指摘事項（1）

〔意見の内容〕

インターネットを利用した物品購入について、商品の発注後において見積書を徴し、支出負担行為決議書を作成し、決裁をしている。

〔措置内容〕

見積書を徴し、課内で検討後、支出負担行為決議書を作成し、商品発注手続きを行うよう、課内のチェック体制の改善を行った。また、インターネットを利用した物品購入を行わないこととした。

■ 指摘事項（2）

〔意見の内容〕

上記の物品購入において、複数回の発注及び納品（複数の契約）を月単位でまとめて一つの契約として処理し、一括して納品されたものとして支払いが行われている。

〔措置内容〕

インターネットを利用した物品購入の仕組みとして、指摘内容の事務処理が行われていたため、インターネットを利用した物品購入を行わないことで改善を図った。